

平成24年8月8日

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

1 北海道労働局 労働基準監督署 事案
2 本件については、
ことから、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成 2 4 年 8 月 8 日

東京労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成 2 4 年 7 月 1 0 日付けで協議のあった下記 1 の事案について、下記 2 の
とおり回答する。

記

- 1 東京労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件については、
ことから、業務上
の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

平成24年8月8日

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

したがって、業務外の疾病として取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成 2 4 年 8 月 8 日

広島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成 2 3 年 1 0 月 3 日付けで協議のあった下記 1 の事案について、下記 2 の
とおり回答する。

記

1 広島労働局 ■ 労働基準監督署 ■ 事案

2 本件については、

■ ことから、業務における石綿ばく露により肺
がんを発症したものと認めることは困難である。

したがって、業務外の疾病として取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成 2 4 年 8 月 8 日

福岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成 2 4 年 6 月 8 日付けで協議のあった下記 1 の事案について、下記 2 のとおり回答する。

記

1 福岡労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案

2 本件については、 []
[]

ことから、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。